

群馬大学入学資格審査要項

平成16年 6月23日

群馬大学入試委員会承認

改正 平成26年 4月 1日

改正 令和 2年 4月 1日

(目的)

第1 この要項は、群馬大学学則第24条第10号に規定する、大学入学資格に関する審査（以下「審査」という。）について必要なことを定める。

(委員会)

第2 審査を行うため、群馬大学入学試験管理運営規則第12条に基づき、入学試験委員会の下に群馬大学入学資格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員は、各学部（医学部については各学科）の入試担当委員長をもって充てる。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

(審査)

第3 委員会は、申請書類の提出があったときは、申請書の締め切りの翌日から速やかに審査を開始しなければならない。

2 委員会は、申請書の不備又は申請書の客観性に疑義等がある場合は、期間を定めて当該申請の補正を求め、それが満たされないときは審査を拒否することができる。

(審査の方法)

第4 審査の方法は、申請書類の審査により行う。

2 委員会は、申請書類で不十分と判断したときは、面接その他の方法を併用し審査を行うものとする。

(審査の基準)

第5 審査の基準は、当該年度の前年度の3月31日までに18歳に達する者で、次のいずれかに該当していることとする。

(1) 修業年限及び授業時間数等が、次に掲げる事項を満たしている各種の学校等を卒業又は修了していること（卒業見込み又は修了見込みを含む。）。

① 学校教育における9年の課程修了を基礎とし、修業年限が3年以上であること。

② 卒業又は修了に必要な総授業時間数は2,590単位時間以上（1単位時間は50分を標準として計算する。）であること。

③ 卒業又は修了に必要な普通科目（「大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項」（昭和60年9月19日高等教育局長裁定）（以下「実施要項」という。）に定める科目）についての総授業時間数が420単位時間以上であること。

ただし、105単位時間までは、教養科目（実施要項に定める科目）で代替することができる。

(2) その他学習歴及び実務経験等が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められること。

(申請書類)

第6 審査を申請するものは、入学資格審査申請書に添えて、審査に必要な学習歴を客観的に証明できる書類を提出するものとする。

(提出期間)

第7 特に定めない限り、次のいずれかの該当する期間とする(期限内必着)。

- (1) 本学に入学を希望し大学入学共通テストに出願しようとする者は、当該入学年度の前年度の8月1日から8月31日までとする。
- (2) 本学に入学を希望し社会人特別選抜に出願しようとする者は、当該入学年度の前年度の10月1日から10月15日までとする。
- (3) 他大学の入学資格認定を受け大学入学共通テストを受験後、本学に入学を希望する者は、当該大学入学共通テストの終了翌日から、その日も含め3日間とする。
ただし、当該入学年度の選抜に本学が利用する大学入学共通テストを受験した者に限る。

(結果の通知)

第8 入学資格の審査結果については、次のとおりとする。

- (1) 学長は、入学資格を認める場合は群馬大学の入学資格認定書を交付するものとし、入学資格を認めない場合はその理由を付して認定しない旨を通知するものとする。
- (2) 入学資格の認定は、全学部において有効とする。

(効力の喪失)

第9 申請者が、学習歴、実務経験等の修了見込みで申請した場合であって、その要件が満たされないときは、入学資格認定はその効力を失う。

2 申請書に記載した事項と事実が相違していることが判明した場合には、群馬大学長は本学が行う学力検査等の受験を許可しないことができる。また、入学後でも入学を取り消すことができる。

附則

この要項は、平成16年6月23日から施行する。

提出期間の最終日が、土曜日、日曜日及び国民の祝日等の場合は、次の勤務日を提出期限とする。

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

入 学 資 格 認 定 申 請 書

群 馬 大 学 長 殿

申 請 者 (フリガナ)
氏 名
生年月日
現 住 所
電 話

群馬大学学則第24条第10号により、入学資格認定書の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 審査を希望する資格（該当の資格に○印を付してください。）
 - (1) 各種の学校等を課程修了（見込み）
 - (2) 社会人による資格取得等
 - (3) 科目等履修生等による個別学習
- 2 添付書類（添付した書類にレ印を付してください。）
 - (1) 1の(1)による申請者
 - 課程修了（見込み）証明書
 - 成績証明書
 - 学校の教育及び学習内容を示す書類
(科目一覧等で授業時間数及び単位数が示されたもの、シラバス、学校案内等)
 - その他（ ）
 - (2) 1の(2)による申請者
 - 資格取得証明書
 - 社会における経験及び経歴（第3者による客観的な証明書）A4版様式は不問
 - その他（ ）
 - (3) 1の(3)による申請者
 - 最終学歴の調査書又は成績証明書
 - 科目等履修による単位取得証明書
 - その他（ ）